

40歳以上65歳未満で公的介護保険が利用できるのは

介護保険は高齢者だけの社会保障制度と思っていませんか？
40歳以上65歳未満の第2号被保険者の市民で、以下にあげた国が定めた16の特定疾病によって介護が必要となり、かつ要介護度の認定を受けた場合は、介護保険のサービスを利用できます。

国が定めた16の特定疾病

- 1 **がん末期**
- 2 **関節リウマチ**
- 3 **筋萎縮性側索硬化症 (ALS)**
- 4 **後縦靭帯骨化症**
- 5 **骨折を伴う骨粗鬆症**
- 6 **初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症など)**
- 7 **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- 8 **脊髄小脳変性症**
- 9 **脊柱管狭窄症**
- 10 **早老症(ウエルナー症候群)**
- 11 **多系統萎縮症(線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症)**
- 12 **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症**
- 13 **脳血管疾患(脳梗塞、脳出血など)**
- 14 **閉塞性動脈硬化症**
- 15 **慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など)**
- 16 **両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

40歳以上65歳未満の方で16の特定疾病以外(交通事故など)が原因で介護が必要になった場合は、介護保険を受けることができませんので障害者自立支援法などの適応をご検討ください。16の特定疾病の診断については専門的な基準があります。難病や身体障害者手帳とは必ずしも一致しないことがあります。16の特定疾病に該当しても、必ず介護保険の要介護度認定がされるわけではありません。要介護・要支援認定の申請をする前に医師へご自分の病名をご確認ください。

加齢による身体の衰え、病気や事故・怪我などにより日常生活に支障が出て、介護が必要になり、ヘルパーさん看護師さんなどから手伝ってもらいたい時、車いす電動ベッド手すりなどが必要になった時は

まずは要介護度の認定申請が必要です

公的介護保険サービスを利用したい場合には、ご本人またはご家族などが区役所・地区健康福祉ステーションの担当窓口で要介護度の認定申請が必要です。手続きのやり方が解らない場合は、お近くのケアマネジャー、地域包括支援センターへ申請代行の依頼もできます。

流れ

申請時の持ち物

1. **介護保険証**。但し、40歳以上65歳未満の方は、要介護度が認定される前は介護保険証がないため、医療保険の被保険者証。
 2. **診察券**など(かかりつけ医の連絡先がわかるもの)
 3. **ご印鑑**
- ※40歳以上65歳未満の方は、国が定めた16の特定疾病の診断が申請条件となります。詳しくは左面をご覧ください。

申請

訪問認定調査

認定調査員がご自宅に訪問してご本人やご家族などから心身の状態や日頃の様子などを調べます

主治医の意見書

区役所・地区健康福祉ステーションから申請書に書かれた医師に依頼します

介護認定審査会

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で審査して判定されます。

判定結果にもとづいて、市が認定し申請日から原則30日以内にご本人へ通知されます

通知

要介護5
要介護4
要介護3
要介護2
要介護1

公的介護保険の介護サービスをご利用できます。居宅介護支援事業所と契約し、ケアマネジャーと相談しケアプラン作成して、介護サービスをご利用します

要支援2
要支援1

公的介護保険の介護予防サービスをご利用できます。地域包括支援センターと契約し、ケアプラン作成して、介護予防サービスをご利用します

非該当

公的介護保険の介護・介護予防サービスをご利用できません

弊社・居宅介護支援事業所は、要支援認定された方でも各地域包括支援センターと委託契約しておりますので、要支援の方でもお受けできます。ケアマネジャーと相談しながら、ケアプランを作成して、介護・介護予防サービスをご利用できます。

公的介護保険サービスのお代金について

訪問介護、訪問看護、デイサービス、福祉用具貸与などの公的介護保険サービスの一部負担金額は、1割又は、2割です。介護保険料滞納している方は3割負担などになります。デイサービス・デイケアや施設などをご利用する方は、その他に食費・滞在費・日用品等がかかります。

要介護度の認定申請費用について

要介護度の認定申請の費用はかかりません。弊社ケアマネジャーが申請代行した場合でも費用がかかりません。但し、医師が主治医意見書を作成するための診察代はご負担となります。

ケアマネジャーの主な仕事について

- 介護が必要となった方やそのご家族の相談
- ケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・調整や手配
- 一か月に1回、ご利用者宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族と面談

ケアマネジャーの報酬について

ケアマネジャーがケアプランを作成し、各サービス事業所と連絡・調整等を行い、ご利用者が公的介護保険サービスを利用した場合に、公的介護保険から報酬を得ています。報酬は、全額保険給付されますので、一部負担金はありません。

要支援1・2	月額報酬(保険給付額)	約4,781円
要介護1・2	月額報酬(保険給付額)	約11,587円
要介護3・4・5	月額報酬(保険給付額)	約15,045円

※初回月や入退院月など支援が手厚くなった場合などは諸加算されるため増額されます

※出典・引用・参考 行政発行者、川崎市介護支援専門員連絡会よくわかる介護保険
※この内容は法改正・報酬改定により変更になる場合がございます